

りす俱樂部

2021年
5月号
第291号

都忘れ

秋に競う菊が多い中、春野菊の「都忘れ」。なんだか悲しいような寂しいような名であるけれど、由来を知ればなるほど。鎌倉時代の承久の乱に敗れ、佐渡ヶ島に配流された順徳天皇が、庭に咲く可憐な野草に癒され、都への思いを忘れようと和歌を詠んだという。花言葉は「しばしの別れ」、「慰め」。コロナ禍で会えない人
を思い出させる。

弁護士 福井大海



平和憲法を殺してはいけな

憲法74歳の誕生日にあたって

NPOりすシステム創始者 松島如戒

1947年5月3日施行の日本国憲法は、今年74歳の誕生日を迎えました。1937年生れの私が10歳下の春のことです。平和憲法は10歳年下の勝れ者です。憲法誕生の頃のことは全く記憶がありません。憲法のことを知ったのは、中学生になってからです。感動しました。この憲法は、マッカーサーから押し付けられた憲法だから、自主憲法に作り変えねばならないというのが、現在も続く政権党「自由民主党」の党是です。あの手この手で憲法、特に第9条「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」を変えて、軍隊を持ち戦争に参加できる国にしようとしていると感じます。日本国憲法が74歳になった今年5月3日の新聞に、世論調査の結果が報じられていました。

44%。さらに憲法第9条については「変えないほうが良い」61%、「変えるほうが良い」30%。この二つの設問では、昨年の調査に比して2〜3%「変えるほうが良い」が増え、「変えないほうが良い」が減っています。男女別では「改憲必要派」は男性52%、女性40%。「不要派」は女性47%、男性41%でした。年代別では、改憲必要派は30代55%、70歳以上35%。

改憲必要派の理由の1位は「国防の規定が不十分」58%。2位は「古くなつたから」46%。3位は「アメリカの押しつけで日本の国柄が反映されていない」35%でした。改憲不要派の1位は「平和をもたらしたから」71%。2位が「変えるほどの問題はない」41%。3位は「国民に定着したから」40%となっています。

また「普段の生活の中で、憲法を意識したり憲法について考えたりすることがあるか」の問いには、あまり・全

〈朝日新聞〉

「憲法改正が必要」45%、「必要ない」

くを合わせて「ない」68%。「ある」30%。改憲必要派でも、「憲法を意識したり考えたりすることがない」が61%で、「ある」の39%を大きく上回っています。

憲法第9条については2013年調査では「変えないほうが良い」52%、「変えるほうが良い」39%でした。しかし2014〜2021年調査では「変えないほうが良い」が6割以上を占めたそうです。「変えない」40%、「変える」60%となる日がこないことを祈るばかりです。

第9条とは限りませんが、改憲派が30代で55%という数字を見ると、「平和ボケ」と揶揄される84歳老人の思いが杞憂に帰することを願います。憲法を変えようとの機運がどの程度高まっているかについては「大いに・ある程度」を合わせて「高まっている」が19%。「あまり・まったく」を合わせて「高まっていない」は76%でした。

〈毎日新聞〉

「改憲に賛成」48%、「反対」31%は良しとしても、9条を改正して自衛隊を明記することに「賛成」51%、「反対」30%にはショックを受けています。男女別では改憲に「賛成」は男性58%、女性32%。自衛隊の明記も「賛成」は男性61%、女性32%。「反対」は男性28%、女性34%。

自民党支持層で憲法改正に「賛成」が67%、立憲民主党で「反対」が63%は良しとしますが、無党派層の動向が気になります。無党派層でも39%が「賛成」、「反対」は32%。ショックです。

〈読売新聞〉

読売新聞の社説が憲法改正ですから、改憲賛成派が圧倒的に多いことが予想されますが、「賛成」56%で前年調査の49%から7%増えているのが気になります。緊急事態の政府の責務や権限を憲法の条文に入れるが59%、「個別の法律で対応する」は37%だったそうです。

緊急事態条項について



コロナ禍対応で身近に感じられる緊急事態条項について、自民党の改憲推進派の実力者の1人から改憲が必要との発言がありました。大きなうねりにはなっていないようです。そもそも憲法は、国民の権利を守るために為政者の権限をいかに抑えるかを定めたものであるはずで、それを憲法で国民に責務を負わせ、権利を制限しようというのは本末転倒です。にもかかわらず、当時の安倍総理が突如、緊急事態宣言なるものを発しました。憲法の問題は議論にならず、今年の4月には3回目の緊急事態宣言が

発出されたわけです。憲法を変えなくても時の総理大臣に対し、本当に必要であると国民の多数が支持すれば、憲法の改正は不要だということを思い知らされました。

朝日新聞の世論調査では、緊急事態条項は改憲せずに対応が54%。この数字は2019年55%、2020年57%と、ここ3年間でほとんど変わっていません。読売新聞は59%で朝日新聞より少し高いですが、60%を切っています。

緊急事態宣言とは何？

昨年の今ごろ（4月7日首都圏等の一部。4月16日全国）、3月13日に成立した新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言なるものが発出されました。緊張感に包まれた昨年と比して、現在（4月〜5月）発出されている緊急事態宣言は「緊張感なし」といった雰囲気です。

実は私自身もりすシステムの運営体制に対し、感覚的に大きな差があります。現在（5月3日）東京圏は京阪神ほどの感染状況にないことも、緊張感のなさに影響しているのかも知れません。現在の大阪の感染拡大の要因の一つは、ウイルスの変異株の感染力の強さ、重症化するスピードの速さだと言われています。その通りだと思いますが、このことは前回の緊急事態宣

言の早期解除を吉村大阪府知事が国に求めた時点で、既に専門家が指摘していたことです。菅総理とて同様、想定外であったと会見で述べていますが、総理大臣というのはテレビも新聞も見ないのかと、多くの国民は訝ったと思います。

安倍前総理は森友問題について「私や妻が関係していたということになれば、それはもう間違ひなく総理大臣も国会議員もやめる」と大見得を切っていました。しかし、安倍政権下の政府答弁のうち事実と異なる答弁が139回あったと衆院調査局が明らかにしました。何をかわんやで、国の品格が問われる事態にもかかわらず、誰も責任を取らないことを、皆さんどうお考えですか。菅総理は安倍政権を継承すると表明していますが、嘘つきも継承するのでしょうか。

「嘘つきは泥棒の始まり」と子どものころに厳しくしつけられました。「嘘」は悪です。善良かつ有能な官僚に嘘をつかせ、その嘘で追い詰められて自殺した官僚もいます。今裁判で争っています、自殺した赤木俊夫さんが残した「赤木ファイル」を国が証拠として提出することがやっと決まったそうです。黒塗りがどのくらいあるのか分かりませんが、善良なる官僚が命をかけて抗した思いに忖度は無用です。

2021年3月25日付東京新聞は「法案ミス20本に」「提出の3割 野党、総点検要求」と報じています。私はこの記事と赤木さんの裁判をダブらせました。さらに内閣法制局は何をしていたのかと訝りました。議会提出前にチェックしただろうに…。

官僚批判はいろいろありますが、日本は官僚のシステムがしっかりしているから戦後復興もできたし、政治家の暴走もある程度防げたと思っっています。日本という国の中で「天下国家・万民」のことを最も尊び考えておられるのは天皇家で、その次が官僚です。それは末代にわたって責任がとれる、永続性があるということなんです。

政治家は任期があり、その任を外れたら任期中の失敗の責任をとることはないのです、政治家の「言葉」は当てになりません。私は民主党政権を支持しましたが、最大の失敗は、政治主導などという政策のもとで、官僚を信頼し官僚から信頼されるという関係を築くことができなかつたことです。民主党から政権を奪還した自民党の安倍政権は、政治主導という耳ざわりのいいフレーズで中央官庁幹部人事を一手に掌握し、官僚に忖度などという執務の方法を強いたことで、有能な官僚のやる気を失せさせました。リーダーの素養として「民信なくば立たず」といわれますが、国民から真に信任されない総

理のもとでは、緊急事態宣言の効果も出るはずがありません。こんな政党を選挙で選んだ国民一人ひとりが、不徳の致すところと諦めざるを得ないのでしょいか。

政権与党の幹部の皆さんは「憲法に緊急事態条項がないから思い切った施策が実行できないので、感染抑止効果が出ない。憲法改正だ…」といった短絡的発想をしますが、これはどうなんでしょう。コロナ禍は終息したとしても、その後には旧ソ連や中国のような強権国家への道が待っているのだと思うと、背筋が寒くなります。

改憲派の、論語読みの論語知らず？



朝日新聞の調査で、改憲派で、普段の生活の中で憲法を意識したり考えたりすることは「ない」と答えた人は61%もいるそうです。憲法を意識したり考えたりすることのない人が、憲法のどこをどのように変えるつもりなのか、明確な意思を持っているのかどうか、甚だ疑問です。安倍前総理のお得意のフレーズに「印象操作」というのがありました。小学館「デジタル大辞泉」によれば「相手が抱く自らや第三者への印象を、自分にとつて都合の良いものになるよう、情報の出し方や内容进行操作すること」とあります。彼

がこの言葉を使う趣旨はマスメディアに向けた非難でしたが、自民党が長年国民に向けて発するメッセージこそが、印象操作そのものではないでしょうか。

コロナ禍を脱するには強力な規制が必要で、それができないのは憲法に規定がないからだ。中国海警局の船が日本の領海に侵入している。これを防ぐには強力な軍隊がなければ、日本の国土は守れない。政権与党の人々がこのようなアナウンスをする。それを長年聞かされてきた国民は「ああ、そうか」と思う。やはり強力な軍力がないと国は守れないのか、それができないのは憲法が悪い。それでは憲法を変えようとする政党を支持しなければならぬ。こうして憲法を変えることをどう思うかと問えば、変えることに賛成する人が、読売新聞の調査では56%という結果になると私は考えています。

新米参議院議員のボヤキ

昨年の暮れも押し迫った頃「安達きよし」という、一昨人大分選挙区で初当選した参議院議員が、りすシステムの事務所を訪ねてくれました。彼は私の高校時代の校長・深田光先生のお孫さんで、参議院大分選挙区から立候補すると聞いて一生懸命「声援」しました。私は選挙権は東京で、お金もないし組織もない。大分の知人

に呼びかけるくらいしかできませんので。彼は恩師のお孫さんであるだけでなく、9条を含む憲法改正に反対。原発については将来に向けて反対という政策に大共鳴したからです。実は、大分選挙区の相手は自民党の憲法改正推進本部の事務局長で、改正原案を書いたと巷間伝わっている磯崎陽輔氏でした。安達きよしさんにはりす倶楽部を送っています。私はそんなに遠くない将来「契約家族法(仮称)」が国会で議論される日がくることを信じていますので、彼にりすシステムの生前契約を知ってもらいたい、という深謀遠慮からです。

安達参議院議員がカバンの中から、りす倶楽部第272号(2019年6月号)の付録として皆さんにお届けした日本国憲法を取り出して「僕はこのカードをお守りのように肌身離さず持ち歩いています。そして憲法第99条の『天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ』を原点として、今後活動していくつもりです」と私に宣言してくれました。ちなみに彼は無所属で当選したので、無所属を通します、とも言っていました。無所属議員は政党に所属しないため、多額の「政党交付金」は一銭ももらえません。台所は大変だろうと思いますが、歳費と個人献金で賄っているようです。

また、議員仲間でも憲法に対する認識は薄いですと聞かされ、私は感動と怒りで体が震えました。「きよし君、よく言ってくれた」の感動、そして憲法に関心の薄い国会議員への怒りです。大分に選挙権のある方々が、安達きよし君という、本物の政治家になろうという政治家を育てるために、応援してくださることを願っています。

最近ついても気になること



メディアでもよく言われるのが「安全保障環境が変わった」というフレーズです。私は「だったら、何なんだ」と思っています。基本的には何も変わっていないと考えています。仮想敵国はロシア、中国、北朝鮮で、ミサイルもレーダーも全て北の方角を向いているそうです。変わったのは、平成27年9月(2015年)に成立した「平和安全法制」により、米軍と自衛隊の一体化がより強固なものとなり、米国に対する「ポチ」化が一段と進んだことではないでしょうか。

この法律は、憲法学者をはじめ多くの有識者が、我が国とその国民を「非平和・非安全」な状態に誘う悪法であると批判しています。こ

の悪法が成立して5年余りになります。学者、有識者の多くが憲法違反と断じた法律を強引に成立させ、米国に臣下の礼を尽くしたこと、憲法違反でないという免罪符を得たかのように、トランプ政権時代に大量の武器を買い込み、軍事力の補強を図ってきたのは周知の事実です。我が国が世界最強の米軍との一体化を強めれば、仮想敵とされている中国等が反発するのは当然の国際的力学ではないでしょうか。

バイデン政権になって最初の大統領との電話会談で先方から「尖閣は日米安保条約により米国が守る」と言われ、涙を流さんばかりに嬉々としたのは総理大臣ばかりではなく、多くのマスメディアの報道もそれを良しとしていました。これに対し私はこの国に未来はないことを実感し、悔し涙を流しました。この話にはオチがあり、米国の一貫した国是は「尖閣諸島の領有権には関知しない」というものだそうです。



久しぶりに「日米安全保障条約」(以下「日米安保」という)と「防衛省設置法」を読んでみました。「日米安保条約」はわずか10条で、素人の私からみてもよくできた条文に思えまし

た。前文「両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し…」米国を中心とする連合国と激しい戦争をして、我が国は300万人を超える死者を出しました。それからわずか15年(1960年改正日米安保条約)を伝統というのか…。米国という国のしたたかさ、狡猾さに改めて感服です。

第3条「締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる」

「武力攻撃への抵抗を維持発展」つまり憲法を前提としつつも軍事力の強化を示しているの、その壁を突破するためにも、2015年の平和安全法制が何が何でも必要だったことが分かります。

第4条(略) 日本国の安全又は極東における国際的平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する」

「安全に脅威が生じたとき」最近声高に言われている「台湾有事」なども想定されると私は読みました。

第5条「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない」

尖閣諸島の施政権の返還時期「尖閣諸島は、第二次世界大戦後、サンフランシスコ条約第3条に基づき、南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれ、1972年発効の沖縄返還協定によって日本に施政権が返還された」(外務省ホームページ「尖閣諸島に関するQ&A」参照)

「日本国の施政の下にある領域…」米国が施政権を日本に返還したので、日本には尖閣諸島の施政権があるので、本条の規定により尖閣諸島が武力攻撃されたら「自国(日米)の憲法上の規定、手続きに従って共通の危険に対処する」ではなく「対処するよう行動することを宣言する」とあります。施政って何でしょうか。デ

デジタル大辞泉によると「政治を行うこと。また、その政治」とあります。尖閣には人が住んでいません。「人」のいない「場」に施政が存在するのでしょうか。よく分かりません。

しかし領土問題に無学無知な私が思うのは、1972年の日中国交正常化交渉での田中角栄・周恩来会談のやりとりの中で周総理の「われわれの世代では知恵が足りなくて解決できないかもしれないが、次の世代はわれわれよりもっと知恵があり、この問題を解決できるだろう」の発言です。今はひとまず領土問題を棚上げして、日中国交正常化が実現した当時の「知恵」を改めて活かすことでこそ、現在の米中対立の激しさに対し日本の果たす役割が見出せるのではないのでしょうか。

今や中国にとって米国は最大の貿易相手国、次いで日本は第2の貿易相手国。ちなみに2019年の日中貿易（輸出入）額は3039億ドル（日本円で約32兆円）で、我が国は貿易額で最大の相手国となり、切っても切れぬ関係にまで関係性は強くなっていることを忘れてはなりません。

第6条「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び

海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される」

3条を受けての基地整備条項に加えて地位協定により、有り体に言えば我が国は米国の属国と化していると思います。60年安保の際に私たちが危惧したことが現実となり、その現実を唯々諾々と受け入れているのが私たちの祖国、日本の宰相ではないのでしょうか。

第7条は、この条約は国連に対する影響を及ぼさない、つまり国連の優位性を示した条項です。

第8条は批准手続きを定めたものです。

第9条は1951年に締結された条約が、この条約の発効と同時に失効するというものです。

第10条「この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及び

アメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。もつとも、この条約が十年間効力を存続した後後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができる、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する」

10年後ですから、1970年以降は1年前に通告すればこの条約を終了させることができるかとされています。

改めて日米安保条約を読んでみると、悔しいというのか情けないというのか、やはり日本は米国の属国との思いを強くしています。

我が国は中国と本気で戦争する覚悟があるのか

先の日中戦争開戦から今年の7月7日で84年になります。私はその10日後の7月16日にこの世に生を享けました。日本を破滅に至らしめた第二次世界大戦の幕開けでもありました。

2012年友人の研究者の依頼で、中国の葬送学の権威である王夫子先生をお招きするお手伝いをして先生は来日され、講演をしていただくことになりましたが、それが7月7日だったのです。中国の人々にとって7月7日は当時の日本軍に侵略された忌まわしいメモリアルデーです。私もそれくらいは分かっていたつもりでしたが、被害者側の痛みは忘れがちで、王先生

を傷つけると同時に講演を企画された仲間の先
生方にもご迷惑をおかけしました。

国と国、民族と民族、人と人の関わり方の難
しさを痛感した出来事でしたが、侵略され被害
を受けた側の心情に思いを馳せることの大切さ
を幾久しく忘れてはならないことを、改めて認
識しました。日本人は良いことか否かはともか
く、おおらかな国民性でしょうか。「鬼畜米英」
と憎んで戦い、原爆の被害に遭った日本と米國
がかつて戦争したことすら知らない若者が増え
ているそうです。また我が國の総理大臣は、敗
戦から70年を過ぎても米國に臣下の礼をとり、
恭順の意を表することで政権運営特に長期政権
への足掛かりを得ているようです。エビデンス
はありませんが、靖國神社を参拝しよう、自主
憲法制定のため現行憲法を変えようと声高に唱
える一方で、米國に恭順の意を表することで長
期政権が維持できると考えているようです。



吉田茂内閣は、日米安保条約という永遠の米
國隷属路線を敷きました。佐藤栄作内閣は沖繩
の米軍基地の永久化。小泉純一郎内閣は、郵政
改革など米國の求める新自由主義の導入に寄与
しました。極めつけは中曽根康弘内閣の「日本

列島不沈空母論」で、日本列島は沈没すること
のない航空母艦だから米國の戦争に自由にお使
いください、という意味だと私は理解しました。

安倍晋三内閣は、憲法改正と同じ効力を生じる
とも言われている平和安全法制、憲法学者をは
じめ有識者の多数が違憲と主張する法案を、ゴ
リ押しで成立させました。米國の行う戦争には
地獄の果てまでお供しますということにし、武
器の爆買いでトランプさんを喜ばせました。さ
て菅内閣は、先の訪米でどんな手土産をバイデ
ン大統領に差し出したのでしょうか。

短命の象徴である田中角栄内閣。彼はロッキ
ードで失脚しましたが、田中内閣スタート早々
に佐藤内閣で冷え込んでいた日中関係の改善に
取り組みました。どんな話をしたかは分かりま
せんが「これからはアジアの時代だ。日中が組
んで世界をリードしようじゃないか」くらいは、

あの角さんのことだから言ったのではないでし
ょうか。当時の中国はまだまだ発展途上で、政
治は共産主義だが経済は資本主義を取り入れよ
うと目論んでいた時期でした。角さんのコンピ
ューター付きブルドーザーといわれるエネルギー
ーで日中がタッグを組んだら、世界の景色は今
とは様変わりしていたらどう思うと残念です。

鳩山由紀夫内閣は沖繩の米軍基地移転に関し
「できれば国外、少なくとも沖繩県外に」の発

言で変人扱いされ、政権運営に不慣れなことも
あり短命に終わりました。

日本という國は実に変な國だと私は思うので
す。右手に日本民族の自立、靖國神社参拝など
の旗を掲げ、左手には米國隷属を臣下の礼をも
つて奉じる。私事ですが、孫娘が昨秋結婚し、
曾孫の誕生を待ち望んでいます。しかし、國の
財政は大幅な赤字で子どもは生まれた瞬間から
一千万円近い借金を背負って生きねばなりません。
そして宗主國である米國の意向でいつ戦争
に駆り出されるかわかりません。生まれてくる
子どもは、こんな國に生まれてきて良かったと
本当に思うのでしょうか。。

平和憲法は半殺しにされている

2016年に安全保障関連法が施行され、今
年で5年になるのを機に、東京新聞は2021
年3月29日付紙面で「日米の軍事的な一体
化が加速」「安保法5年米軍防護年24件に増
加」と報じました。2016年は当然ゼロ。
2017年の2件から始まり、2018年16件、
2019年14件、そして2020年は25件です。
今後日常的に米軍と自衛隊との一体化が進む可
能性は大きいと考えるべきです。下衆な言い方
ですが大分の方言で「イタチの最後っ屁」とい

うのがあります。安倍前総理の「最後っ屁」として次の総理に託したのが「敵基地攻撃能力保有」です。相手からやられそうになったら先手を打って、相手の基地にミサイルなどを打ち込む、正しく先制攻撃能力を我が国の自衛隊は持つべし、ということのようです。憲法9条など糞くらえ、ということかと考えざるを得ません。

2021年4月6日付東京新聞は「オバマ政権『核の先制不使用』『日本が中国念頭に反対』『宣言断念元高官本紙に語る』、さらに解説で『唯一の被爆国『核の傘』に固執』の見出しで報じています。「核の先制不使用」とはあまり聞きなれない言葉ですが、核の最大の抑止政策じゃないですか。それを安倍政権時代の2016年にオバマ政権が検討したのはすばらしいことです。そのことに対し我が国が反対した理由が中国に対する懸念だということです、次の解説にあるように、米口英仏中の5大核保有国の中で中国のみが「核先制不使用宣言」をしているとのこと。その中国に対し、米軍の核を中国に向けいつでも使えることを安倍政権が望んだということ、私は深刻に受け止めています。日本と中国の関係はそこまで悪化しているのか。このことは中国も当然知っていますよね。私は国難と言ってよいくらい日本の安全にとつ

て大問題だと思えます。これは中国が問題のポイントではなく、我が国が問題です。

中国の漁船や工船さらに巡視船が日本近海に頻繁に来る、空からは偵察機の飛来が多くなっている。大変だと大騒ぎしますが、核兵器の筒先を向けられ、いつ米軍の核のボタンが押されるか分からないとなれば、中国の行為を責める資格が日本にあるでしょうか。1960年代後半から70年代初めの佐藤栄作内閣時代を彷彿とさせます。既に述べたように、佐藤栄作氏は安倍晋三氏の大叔父です。田中角栄氏、大平正芳氏のような政治家らしい政治家の出現を待ち望んでいます、そんな政治家が現れるのを待っている時間はありません。

神様は「人」に言葉を与えてくださいました。今こそ民間外交の出番です。1972年の日中和解ができたのも、長い時間をかけた民間そして中国通外交官の地道な外交努力があったからこそその成果だったと推察します。幸いにして、日中間の経済の結びつきはかつてないほど強くなっています。例えば中国国内の日本企業の拠点数は3万3050拠点(2018年現在)、訪中観光客は269万人(2018年)、訪日中国人観光客は959万人(2019年)。その観光客が日本で消費するお金が

1兆7718億円(2019年)と、その結びつきの強さは非常に大きい状況にあります。ただし政治体制は共産党独裁という特殊な国情もあり、そんなに簡単なものではなく、世界第二位の経済大国との交渉で民間にできることは限界があります。



ところで日中首脳の間にはあるところでしょうね。米ソの首脳がホットラインでキューバ危機を回避した歴史があります。そこで、ホットラインの活用で天気がいいねとか、黄砂は困るねとか、核先制不使用について人も変わったことだし米国と再検討してみるので、そちらも少しジャブ打ちを控えてもらえないか、中国と日本はお隣同士なんだし、経済では世界一の結びつきがあるのだから、米国とは違うスタンスで中国と付き合っていきたい等々、お隣さん同士でコミュニケーションをとることが必要ではないでしょうか。

もちろんそんなことが簡単にできる訳はありませんが、隣つきあいには外交の原点だと思えます。1972年と今では人も違い時代も変わっているでしょうが、周恩来総理と田中角栄総理・大平正芳外務大臣のような関係よもう一度、心から願っています。

昨年10月26日付新聞各紙は、核兵器禁止条約が50の国と地域で批准され、条件を満たしたことで2021年1月に条約が発効すると、一面

で大きく報じました。人類唯一の核爆弾による被爆国日本は、この条約にそっぽを向いていません。その理由は「米国の核の傘」の下にある日本は、日米同盟によって核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要と。最近思っているのですが、我が国の国是である「非核三原則」はどうなったのだろうかという気になります。

今さらですが、非核三原則とは「核兵器を持たない、作らない、持ち込まない」というものです。いろいろな経緯があったものの、米国との沖繩返還協定の承認に関連し、非核三原則の確認の国会決議が1971年に実現しました。佐藤栄作元総理の1974年のノーベル平和賞受賞はこの政策が評価されたもので、非核三原則の実現は、ノーベル平和賞受賞によりある種の国際公約になったと言ってもよいほど重みのあるものです。

安倍長期政権の核政策をみるにつけ、安倍氏が尊敬してやまない祖父の岸信介氏の弟である佐藤栄作氏の、ノーベル平和賞受賞理由である非核三原則をお忘れでは…と思っていたところ、2016年11月の国会で、安倍氏の秘蔵っ子と言われている稲田朋美氏が次のような答弁

をしたので、安倍氏は非核三原則を忘れてないのでしょうか。

「私は今、安倍内閣の防衛大臣として答弁をいたしております。安倍内閣の一員として、防衛大臣として、さらには唯一の被爆国として、今るる委員がおっしゃったことなどを踏まえ、さらには、非核三原則を守り、核なき世界の実現を目指してまいる所存でございます。」

稲田朋美国務大臣、2016年11月25日第192回国会衆議院安全保障委員会会議録第4号

非核三原則が我が国の国是というのが本当であれば、とても青くさいことを考えています。中国を念頭に「核先制不使用」に反対の理由は、中国が我が国に不都合なことをしたとなれば、直ちに核を中国に向けて先制攻撃として打つことを想定しているとした考えられません。我が国が核兵器を作っていないのはともかく、持ち込んでいない、使わないってホンマカイ？

我が国は米国の核の傘の下にいますので安心だと、政権党や有識者の中にもそうおっしゃる方が多いのですが、皆さん核の傘って、どんな傘かお分かりでしょうか。私も何となく分かってはいるつもりですが、イザ説明するとなればよく分かりませんので、いろいろ調べました。その

中で2013年7月30日付朝日新聞朝刊のこんな解説を見つけたので引用します。

「核保有国が同盟国に核兵器の抑止力を提供し、安全を保障すること。米国は北大西洋条約機構（NATO）加盟の欧州諸国や日本、韓国などに対し、同盟国に加えられた攻撃については、米国への攻撃と同様にみなして報復するとの保障を与えている」

核の傘の下で守られている保障とは、加えられた攻撃に対するものではなく、核の先制使用を安倍政権が望んだというのはどういう見かよく分かりません。ともかくにも日本国憲法第9条は、半殺しどころか8分方死んだようなものです。何とか息を吹き返させ、戦争ができない、しない国づくりに邁進しようではありませんか。

最後に。オリンピックは絶対に返上してください。大阪では100人新型コロナウイルス感染症を発症しても10人しか入院できず、医者に診てもらえず亡くなった人が多数。オリンピックの最中に東京でそんなことが起こったら、責任を取れるのですか。菅さん、人の生命は金で買えません。

（次号に続く）

〈介護シリーズ 第7回〉 介護保険財政は黒字続きって本当？ また介護保険料あがるけど

服部メディカル研究所所長 服部万里子

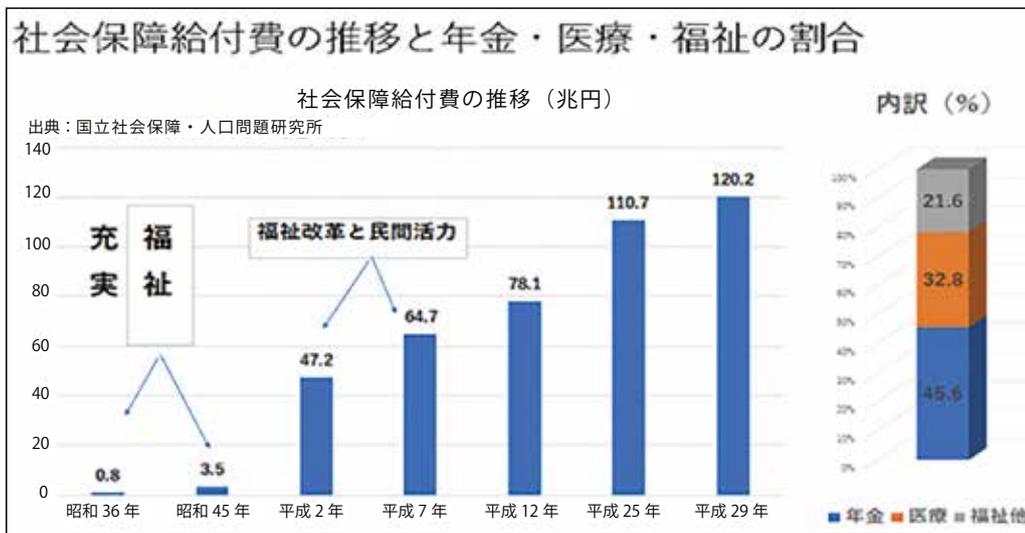
1. 日本は戦後の児童福祉から高齢化対応に社会保障を充実させてきた

介護保険は、国民の老後や貧困、病気や介護等を保障する社会保障給付費の一つです。

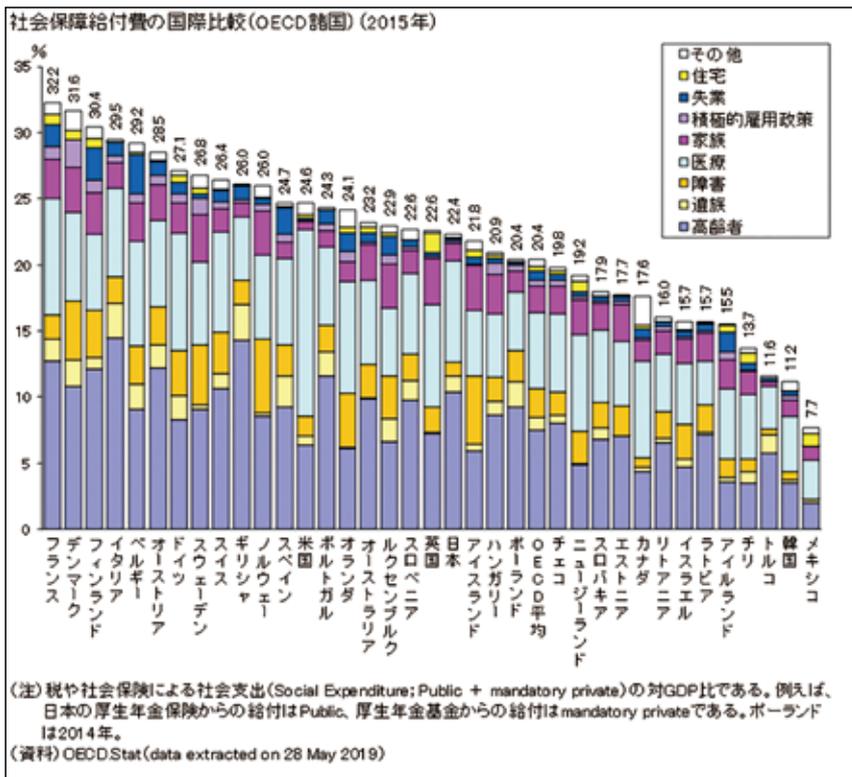
日本では図表1のように戦後の復興とともに社会保障の充実を進めてきました。内訳は、老後の保障である年金が社会保障費の45・6%と約半分です。次に、国民皆医療保険で誰もが健康保険で医療を受けられるようにする医療が、約3分の1の32・8%です。

そして福祉21・6%には、生活保護や障がい者福祉、児童福祉や介護保険があります。

図表1



図表2



2. 日本の社会保障給付費はGDP比22・4%でOECDで20番目と高くない

この社会保障費は、福祉先進国といわれる北欧(デンマーク、スウェーデン)だけではなく、イギリス、アメリカ、ギリシャ、オーストラリアより低く、OECD諸国の中で20番目です。世界で高齢化率がトップの日本の社会保障費の中のごく一部が介護保険です。(図表2)

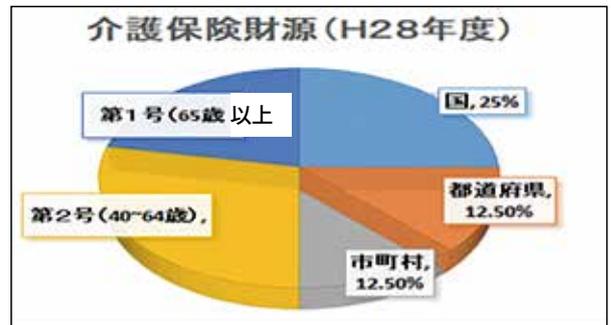
図表 3 黒字続きの介護保険

18 年間の介護保険事業収支						
出典) 厚生労働省『介護保険事業状況報告』(百万円)						
	歳入	歳出	財政安定化 基金拠出金	地域支援事業	基金積立金	介護給付費準 備基金保有額
H12 年度	3,800,035	3,589,877	22,142	—	113,983	112,252
H13 年度	4,656,612	4,552,963	23,075	—	86,787	188,765
H14 年度	5,047,969	4,983,532	22,607	—	43,392	194,396
H15 年度	5,486,275	5,407,034	4,986	—	53,751	225,934
H16 年度	5,930,853	5,828,866	5,130	—	32,802	202,093
H17 年度	6,231,257	6,105,336	4,980	—	25,007	166,257
H18 年度	6,568,831	6,340,094	4,369	101,889	55,252	214,015
H19 年度	6,918,883	6,743,671	4,138	119,218	107,960	317,781
H20 年度	7,235,052	7,046,869	4,049	152,603	159,703	404,965
H21 年度	7,538,262	7,417,417	4	161,825	83,071	442,630
H22 年度	7,832,641	7,731,758	—	166,889	39,098	396,163
H23 年度	8,209,330	8,111,041	—	165,330	32,538	284,815
H24 年度	8,787,477	8,654,528	—	171,049	78,040	312,270
H25 年度	9,164,964	9,017,242	—	176,353	57,955	315,359
H26 年度	9,614,200	9,444,600	—	184,900	59,400	302,400
H27 年度	9,933,700	9,724,400	—	203,400	105,200	388,000
H28 年度	10,237,100	9,947,200	—	274,200	105,000	475,900
H29 年度	10,688,900	10,402,400	—	440,100	137,600	578,600

3. 介護保険は黒字続きです
 図表 3 は、介護保険がスタートした 2000 年(平成 12 年)から 18 年間の厚生労働省の公表した介護保険の収支です。歳入は保険料半分の税金半分の収入です。歳出は、介護保険支払いや介護保険の市町村による認定などの費用です。黒字続きです。「財政安定化基金」とは、介護保険が赤字になった場合のために 65 歳以上の保険料の一部をプールするものですが「つかわないのにためすぎで

ある」との指摘があるため、ためていません。介護保険は市町村が運営します。市町村は 3 年ごとに「市町村介護保険事業計画」を作成し、65 歳以上の人から徴収する介護保険料を市町村議会で決めます。そして介護保険を運営します。全国市町村 1800 の中で赤字は約 3% です。
 4. 介護保険料は 3 年ごとに見直しされる
 介護保険の財源は保険料半分、税金半分で、その内訳は図表 4 です。
 保険料は 40 ～ 64 歳と 65 歳以上の人数比で割合が決まります。各市町村は住民の所得に応じて国の基準は 9 段階、市町村により 10 段階以上に所得に対する保険料

図表 4



図表 5

第 7 期 65 歳以上の介護保険料は 6.3% アップ		
第 1 期	2,911 円	
第 2 期	3,293 円	13%
第 3 期	4,090 円	24.20%
第 4 期	4,160 円	1.70%
第 5 期	4,972 円	19.50%
第 6 期	5,514 円	10.90%
第 7 期	5,869 円	6.30%

第 8 期にサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、特定施設を加える

埼玉県 6 期 4,835 円 ⇒ 7 期 5,058 円
 東京都 6 期 5,538 円 ⇒ 7 期 5,911 円

5. 保険給付の増加で保険料負担もアップ
 高齢化の進展に伴い日本全国で保険料がアップし、それに対する介護予防事業の推進、介護保険以外のサービスの充実が市町村で工夫されています。また、所得に応じて介護サービス利用負担も 1 割、2 割、3 割と分化しています。毎年 8 月に「介護保険負担割合証」が自宅に送付され、サービスを利用した場合の負担が変わります。
 割合を決めています。第 7 期は図表 5 です。令和 3 年から 5 年の、第 8 期の東京都は 6080 円で 169 円のアップですが、東京都の 41 市町村は引き上げ、4 市町村は引き下げ、17 市町村は同額にしています。全国も同様に、市町村ごとに令和 3 年からの保険料を決めています。



〈地球に恩返し of 森〉の活動を ブログとインスタグラムで発信しています！



地球に恩返し of 森づくり事業部では、2009年以降、〈地球に恩返し of 森〉(大分県由布市庄内町)づくりを通して、様々な環境保護運動をしています。日々の活動の様子を、〈地球に恩返し・くすりの森の「しんの」ちゃん〉ブログとインスタグラムで発信していますので、ぜひご覧ください！

<https://ameblo.jp/liss-shinno/>

地球に恩返し しんの



無農薬、ヤギ堆肥のみで育った小麦



除草作業に精を出すヤギたち



小麦が順調に成長しています



今年は多くのニホンミツバチの分蜂群を捕獲でき、6群になりました



桜並木に鳥居支柱を取り付ける作業中



オリーブ畑の様子です



インスタグラムでは
ヤギの動画も
アップしています



オリーブの木につぼみがつきました



〈年金シリーズ 第5回〉

夫婦のカタチと遺族年金

株式会社ジエイ・サポート 代表取締役
 社会保険労務士原令子事務所 所長

原 令子



「2年前に夫の母が要介護になったことがきっかけでした。初めの頃、夫は車で1時間半かけて母のところに通っていました。だんだん自宅に戻ってこなくなり、今では帰ってくるのは2か月に1回位になりました。夫は母の介護が終わっても、子供たちが独立していることだし、このまま実家で暮らしたいと言っています。」

でも私は嫌なのです。友人がたくさんいる慣れ親しんだこの町を離れたくありません。夫のことが嫌いというわけではないので、離婚するつもりはありません。それに離婚すると国民年金だけでは生活できませんしね。

実は、今日ご相談したいのは遺族年金のことです。夫は今年68歳で老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給しています。このまま別居していると、夫に万一のことがあっても遺族年金は受け取れないと友人に言われましたが、別居では遺族年金をもらえないのでしょうか？」



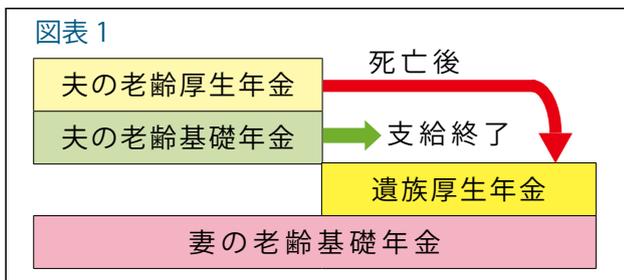
今回は、別居している夫婦でも遺族年金が受け取れるのかどうか、というご相談です。まずは、夫が亡くなったなら妻の年金がどうなるのか説明しましょう。

■夫の死亡により、夫婦の年金はどうなるの？

老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給していた夫が亡くなった場合、夫によって生計を維持されていた妻は、遺族厚生年金が受給できます。

妻が老齢基礎年金を受給している場合には、老齢基礎年金と遺族厚生年金の両方を受け取ることができます。

(図表1参照)



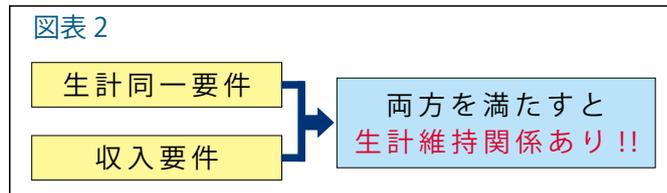
■生計維持関係とはどのようなもの？

遺族年金を受け取るためには、夫によって妻が生計を維持されていたことが必要ですが、生計維持関係とはどのようなものでしょうか？

①生計維持関係の有無の認定について

生計維持関係とは、妻が「生計同一要件」と「収入要件」の両方を満たしている場合に「夫と妻との生計維持関係がある(あった)」ものと認定されます。(図表2参照)

この認定がされない場合は、妻であっても遺族厚生年金を受給することはできません。



②「生計同一」に関する認定の要件とは？

次ページ図表3のいずれかに該当している場合は、生計同一要件を満たしていることになります。



図表 3

1	住民票上、同一世帯である場合
2	住民票上、世帯は別であるが住所が同一である場合 (注1・注3)
3	住所が住民票上別であるが、現に一緒に暮らし、家計を一つにしている場合 (注3)
4	単身赴任、就学、病気療養等により住所が住民票上別になっているが、経済的援助や定期的な音信・訪問が行われている場合 (注2・注3)

(注1) 2の「住民票上世帯を別にしていない」とは、同居しているが、夫と妻のそれぞれが世帯主であるといった場合です。この場合住民票は別々ですが、住所が同一であれば生計同一と認定されます。

(注2) 単身赴任や就学等の事情が消滅したときは、一緒に暮らし、家計を一つにすると認められるときには、「生計を同じくする」と認定されます。

(注3) 2、3、4のケースでは、生計同一の認定の際に別世帯や別居についての「理由書」、同居や経済的な援助や音信等についての「申立書」、その他必要な添付書類の提出が求められます。

③ 「収入」に関する認定の要件とは？
 図表4のいずれかに該当していれば、収入要件を満たすこととなります。

図表 4

1	前年の収入が年額 850 万円未満であること (注1・注3)
2	前年の所得が年額 655 万 5 千円未満であること (注1・注2・注3)
3	現在は1又は2に該当しないが、概ね5年以内に定年退職等で1又は2に該当すると認められること (注3・注4)

(注1) 生計維持関係の認定日(配偶者が死亡した日)が1月から5月までの間は前年の年収・所得が確定していないため、前々年の収入・所得で判断します。

(注2) 所得とは、収入から必要経費を控除した額です。また、給与所得については、給与所得控除額を差し引いた額となります。

(注3) 一時的な所得があるときは、一時的な所得を除いた後の収入又は所得の年額で判断します。

(注4) 認定のためには、定年年齢が明記された就業規則等の写しの提出が必要です。

■ 相談者のケースは…

これらの要件を相談者に照らし合わせてみると、収入要件については、老齢基礎年金のみが妻の収入であれば要件を満たしています。

また、夫と別居をしても住民票上の住所が同一であれば、生計同一関係があると認定されますので、夫に万が一のことがあった場合、遺族厚生年金を受け取れることはできると考えられます。

念のために、生活費のやりとりが確認できるように口座振込みにすることや、電話の他にメールやラインを活用すると記録が残るので、証明を求められた場合に対応しやすくなります。

親の介護をきっかけに夫婦が別居し、親を見送ってからもそのまま別居が続いているという話は、私の周りでも時々耳にするようになりました。以前は、別居が離婚準備のようにとらえられていましたが、これらのケースは少し違うようです。離婚は望まないものの夫婦それぞれが自分の気持ちに沿った生活を選択し、緩やかに繋がっていきける、そんな夫婦のカタチもあることは私も共感ができます。



支部

活動記

北海道・北日本支部

▼Iさん（82歳・男性）が心不全の治療で入院しました。コロナ禍なので面会は許可されず、洗濯物や入院中に必要なものは、エレベーターホールで看護師を介してやり取りしました。

先日退院し、その4日後、入院前から治療している疾患の主治医から連絡がありました。入院時に処方されていた薬について確認したいとのことで紹介状を渡されたので、入院していた病院を訪問しました。すると受付窓口のシャッターが下り、診察がストップしている様子。受付前にいた外来看護師に事情を説明し、病棟看護師に要件を伝えてもらいました。

待ち時間にこの病院のことをインターネットで調べたところ、Iさんが退院した日の午後、入院患者の

1人の新型コロナウイルス感染が判明したとのこと。その入院患者は9日前に緊急入院し、その際のPCR検査は陰性だったそうです。

病院で用件を済ませた後、Iさんが入居している有料老人ホームを訪問。ホームの責任者に、Iさんが入院していた病院で新型コロナウイルスの感染棟から感染者が出たのかを病院に確認してもらったところ、Iさんが入院していた病棟から出たのではないとのこと。その看護師も担当病棟内のみで看護しており、Iさんとの接触はなかったことが分かってほっとしました。

日常が一変してから1年以上が経過しました。ようやくワクチン接種が開始されましたので、安心して暮らせる日々が戻ることを願います。



東日本支部

▼5年前、姉妹そろってりすシステムと契約したMさん（78歳・女性）とKさん（83歳・女性）。

妹のMさんは、歩行や姿勢を保つことが困難になる進行性の難病をかかえており、姉のKさんは認知症を患っています。姉妹で助け合いながら、それぞれ1人暮らしをしていましたが、お二人の健康状態が悪化して援助が必要となりました。2回の転居を経て、現在は同じ介護付有料老人ホームで暮らしています。

先月Mさんが転倒して救急搬送され、大腿骨骨折で入院しました。患っていた病気が進行し、現在ほぼ寝たきりの状態です。会話も成立せず、口から食事を摂ることが困難になっていくことで、主治医から経鼻栄養や胃ろうが必要になった場合はどうするかを聞かれました。そこで医療上の判断に関する事前意思表示を示し「口からとれるものだけで、自然の成り行きに任せてすぐ

したい」との意思を尊重してもらったことにしました。

骨折は数週間の入院で治癒し退院が可能となりましたが、難病の悪化で退院後は24時間の看護体制が必要になります。入居中の施設では、看護師は日中だけで夜間は常駐していません。そこで、夜間の痰吸引や急変時の対応に備え、より看護体制が充実している施設に転居することになりました。

姉のKさんにその旨をお伝えしたところ、Mさんの状態を理解したKさんは涙ぐんでいました。今後Mさんの転居先にKさんも入れるかどうか検討しますが、認知症の方の場合、住環境の変化で症状が進むケースもあります。さらに、コロナ禍で移動や面会の制限もあることから、慎重な対応が必要です。

お二人にとってより良い生活環境を整えられるよう、病院・施設と連携してサポートを続けます。



中部日本支部

炭素を出すため、酸素マスクをつける治療をすることになりました。

▼Sさん夫妻（ご主人83歳・奥さん79歳）は、そろつてりすシステムの契約者です。自宅マンションにお二人で暮らしていましたが、昨年、介護付有料老人ホームに転居しました。

先日、施設のかかりつけ医から「奥さんの呼吸状態が悪化したので救急搬送します」と連絡がありました。奥さんは呼吸器疾患の持病があり、在宅酸素療法を受けています。

施設職員からも電話があり「1週間前から食事水分も摂れない状態でした。血中酸素飽和度は90です。救急車に施設職員が同乗します。搬送先からりすさんに電話してもらいますので、入院になったら手続きをお願いします」とのことでした。

2時間後、搬送先の呼吸器内科の主治医から病状説明を受けました。「重症の肺炎です。貧血、脱水など全身症状も悪く、意識の低下もみられ意思疎通ができません」とのこと。入院し、体内にたまっている二酸化

翌日病院を訪問し、保証の手続きをしました。奥さんの状態はやや改善し、看護師やご主人を呼ぶなどしている様子で、りすシステムですと声をかけるとうなずいてくれました。

主治医の話では、酸素マスクで少し改善したものの、いつ急変してもおかしくない状態とのことでした。ご主人に奥さんの病状を報告したところ「自分のことは彼女が一番分かっていると思う。苦しむことのないようにしてほしい」とおっしゃいました。コロナ禍で外出や面会が難しい状況ですが、施設にお願いしてご主人の外出の許可をもらい、面会できることになりました。近日中にご主人に付き添い、面会に伺う予定です。



西日本支部

数時間後、受け入れ先病院が決まり、ストレッチャーのまま介護車両で移動。到着後、病院駐車場に仮設されたプレハブ検査室で新型コロナウイルスの抗原検査を受け、陰性確認後、院内に入りました。医師から治療・手術の説明を受け、保証の続きをしました。

▼大正12年生まれのOさん（98歳・女性）は2016年にりすシステムと契約しました。有料老人ホームの介護棟に入居されており、認知症の症状がみられます。友人が月1回訪問していますが、現在はコロナ禍で面会禁止の状況。ケアマネジャーから「やる気をなくし、しんどいとおっしゃっています」との報告がありました。

3月下旬、施設の看護師から緊急コールがありました。Oさんがトイレを出たところで転倒し、大腿骨骨折の疑いがあるので明日受診します、とのことでした。

翌朝、Oさんの受診に付き添ってきた施設職員と病院で落ち合い、身元引受保証人として医師の説明に同意しました。Oさんは大腿骨骨折で人工骨頭置換手術が必要とのことでしたが、大きな手術となるため受診した病院では対応できず、受入れ先を探します、と言われました。

ところが手術予定日を前に発熱したとの連絡があり、誤嚥性肺炎の可能性があると言われました。医師から、今後どうするか打ち合わせたいとのこと。病院を訪問し、医療上の判断に関する事前意思表示書を提示。命に関わる事態になった際は心臓マッサージ、電気ショック、狭心症の点滴は行わないとする同意書に署名し、体調が回復次第、手術日を再設定することになりました。

数日後、病院を訪問し、改めて手術の説明を受けました。インプラント装着のリスクや、動けないことによる全身状態の悪化が考えられるが、リハビリで動けるようになることを目指します、とのことでした。

1週間後、手術が無事終了し、企画書に記載のある親戚に経過を報告しました。

現在、病院やケアマネジャーと連絡を取り合いながら、コロナワクチン接種と退院日の調整、介護度の区分変更申請の手続きをすすめています。

中国・四国支部

▼糖尿病を患い透析を受けているUさん(71歳・男性)は、2019年に右足を、2020年に左足を切断しました。

入院・手術の際は身元引受保証人として手続きを行い、手術前の説明に同席しました。Uさんは「自分の考えをうまく先生に伝えられないかも知れませんが」とのことだったので、医療上の判断に関する事前意思表示書を持参し、医師に提示しました。手術は2回とも無事に終了。看護師から、切断した足は身内に持って帰ってもらうことになると言われ、葬儀社に事情を説明して引き取りを依頼しました。

両足の切断後、Uさんは電動車を利用することになり、関係者で話し合った結果、自宅での1人暮らしは困難と判断されました。病院の相談員から紹介のあった介護施設に同居することになり、保証手続きをしました。入居後は、介護責任者ヘルパー、看護師、電動車いすの業者、りすシステムで話し合い、Uさんが快適に暮らせるようサポートしています。

先日ケアマネジャーから「Uさんが自宅に帰りたいたいとおっしゃっています。本人と話してもらえませんか」と連絡があり、Uさんに電話しました。Uさんは「施設の費用が高いと感じています。自宅に戻るつもりです」ときっぱり。そこで、在宅での生活支援や障害者支援、介護を受ける環境を整えるため、電動リフトや補助具などの導入を検討することになりました。Uさんは一時帰宅して、電動リフトの試運転をしています。今、アドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning) A C

P)が注目されています。大切にしていることや希望する生き方、人生の最終段階における医療やケアについて前もって考え、家族等の信頼できる人や医療・ケアチーム等と話し合い、共有する取り組みのことがあります。自立したいUさんを支えるため、関係者で専門知識を出し合っ

九州支部

▼りす倶楽部第290号(2021年4月号)で紹介したYさん(76歳・女性)のその後です。

今年1月乳がんの診断を受けたYさんは、手術のため3月下旬にK大学病院に入院、保証手続きを行い、検査に付き添いました。

2日後、手術立ち会いのためK大学病院を再訪問しました。家族待機室に入り4時間半後に手術終了。医師の説明を聞いて切除部分を見せて

もらい、一部を検査に出しました。K大学病院は急性期病院で、手術の順番を待つ患者が多いこともあり、入院の上限は術後2週間です。現在Yさんは一戸建てに1人で暮らしており、要介護1の認定を受けていますが介護サービスは受給していません。退院後自宅に戻り、サービスを開始するかどうかを地域包括支援センターの担当者と話し合い、結果、年末年始に入院していたC病院にレスパイト入院※をお願いすることにになりました。入院の上限は年間60日ですが、C病院によると個室なら空いており2週間の入院が可能とのこと、K大学病院からC病院に転院しました。

予定では、C病院退院の翌日にK大学病院を受診することになっており、移動による負担が懸念されました。そこでC病院の主治医に入院を1日だけ延ばしてもらい、退院日にそのままK大学病院を受診できるようにしました。

C病院入院中に、地域包括支援セ

ンターから居宅介護事業所のケアマネジャーへの引き継ぎを行いました。自宅での介護サービスを開始するか、施設に入居するかを話し合った結果、Yさんは施設入居を選択し、施設を探すことになりました。

迎えたC病院の退院日。予定通りそのままK大学病院の受診に付き添い、切除部分の検査結果を聞きました。医師によると、ステージIIA、特段悪いがん細胞ではないとのこと。痛みにあまり強くないYさんは傷口の痛みを訴えましたが、問題はないとのこと、適度に動かすことが大事とのことでした。

K大学病院受診後、ショートステイ先の施設に移動しました。2週間の滞在期間中にどこに入居するか決める必要があります。ケアマネジャーと共に検討しながら、Yさんの希望を聞いて、入居先を決定します。



※レスパイト入院

レスパイトとは「一時休止」「休息」という意味。介護する側の日々の疲れ、冠婚葬祭等の事情で、一時的に在宅介護が困難となる場合に期間を設けた入院を受け入れ、介護者の負担軽減（息抜き）を目指す仕組み。他にも「医療処置が必要な人のショートステイとしての入院」「施設に入所するまでの入院」等の利用がある。

大分支部

▼2016年に説明会に参加されたHさんご夫妻（ご主人86歳・奥さん88歳）。そのときは契約に至りませんでした。今年に入り「契約したい」と思います。改めて説明をお聞きしたい」と電話があり、夫妻で説明会に参加されました。

ご夫妻は、[総合保証パック](#)（申込みと同時に公正証書作成に取りかかるとのことのできる契約）を選択され、3月上旬に公正証書を作成しました。

4月に面談のため来所され、[私の](#)

[おぼえがき一式](#)（企画書・諸手続参
考資料表・医療上の判断に関する事
前意思表示書・後見ノート）（後見事
務履行に関する事前意思表示書）を
完成させました。

▲3月上旬の説明会に参加されたN
さん（80歳・女性）。

「昨年、雑誌『ハルメク』に掲載された記事を拝見し、資料を送って
もらいました。そのときはまだ大丈
夫と思っていましたが、先日病院で、
検査結果の説明に家族の同席を求め
られました。しっかりしているつもり
でも、社会的には認められないのだ
と愕然としました」とのことでした。
Nさんには同居している娘さんが
いますが、迷惑を掛けたくないと
おっしゃいます。今後、受診の付き
添いや身元引受保証も依頼したいと
のことで、[総合保証パック](#)を説明し
ました。

3月下旬、Nさんと娘さんがそ
ろって来所、改めて説明をお聞き
いただき、契約を進めることになりま
した。4月上旬に公正証書の案文（下

書き）をお送りしたところ「内容が
難しいので、説明してもらえますか」
とのことで、再度娘さんと来所。疑
問点にお答えし、納得され、4月下
旬に公正証書を作成しました。
5月に入り娘さんから「先日はお
世話になり、ありがとうございます
紙をいただきました。」と、金蓮花とシャクヤクの絵手





地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



人気のカラーです！



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願ひいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

Tシャツ

■定 価：2,000円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定 価：2,500円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

地球に恩返し運動について



私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキューウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

川内 典子さん (福岡県福岡市)

藤崎 美津江さん (東京都中野区)

クニコさん

匿名2名 50音順

中野 壽美子さん (東京都豊島区)

※ペンネームクニコさん お名前と連絡先をりすシステムまでお知らせください。

※ 2021年4月1日～4月30日の期間、6名の方から寄付をいただきました。

※中野 壽美子さんが 1000 ポイントを達成されました。



NPO りすシステム

0120-889-443

りすセンター・新木場

0120-373-959